

健康診断の検査項目

○雇入時の健康診断・定期健康診断

■1年以内ごとに1回、定期に健康診断を受診しなければなりません。

検査項目	定期	雇入時
① 既往歴及び業務歴の調査 (喫煙歴及び服薬歴)	○ ※1	○ ×
② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○	○
③ 身長	●1	○
体重	○	○
腹囲	●2※2	○
視力	○	○
聴力	●3	○
④ 胸部エックス線検査	○※4	○
喀痰検査	●4	×
⑤ 血圧	○	○
⑥ 貧血検査	●2 赤血球数	○ ○
⑦ 肝機能検査	GOT GPT γ-GTP	●2 ●2 ●2
⑧ 血中脂質検査	血清トリグリセライド HDLコレステロール LDLコレステロール	●2 ●2 ●2
⑨ 血糖検査	●2※3	○
⑩ 尿検査	蛋白 糖	○ ○
⑪ 心電図検査	●2	○

○特定業務従事者に対する健康診断

※「深夜業を含む業務」とは、業務の状態として
深夜業(22:00～翌5:00)を1週1回以上又
は1ヶ月に4回以上行う業務をいいます。

■定期健康診断の省略基準など(参考)

«雇入れ時の健康診断には省略基準はありません»

- 1 : 20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可
- 2 : 40歳未満(35歳を除く)の者については、医師の判断に基づき省略可
- 3 : 1000及び4000ヘルツの音を聞いて、オージオメーターで検査する必要がありますが、45歳未満(35、40歳を除く)の者については、他の検査方法(音叉など)に代えることができます。
- 4 : 胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれないと診断された者について医師の判断により省略可

※1 : 喫煙歴及び服薬歴については、問診等で聴取

※2 : ●2に加えて、①妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内蔵脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、②BMIが20未満である者、③BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者は、医師の診断に基づき省略可

※3 : 血糖検査については、糖化ヘモグロビンA1cの検査によることも差し支えない。また、糖化ヘモグロビンA1cの検査結果の表記はNGSP値を用いる。

※4 : 40歳未満の者については、以下のア～ウ以外の者で、医師が必要でないと認めるときは省略可

- ア 5歳毎の節目(20歳、25歳、30歳及び35歳)の労働者
- イ 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等の労働者
- ウ ジン肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている労働者

■深夜業など特定業務に常時従事する者に対しては6ヶ月以内に1回、定期に、定期健康診断と同じ項目の健康診断を受診しなければなりません。

■特定業務従事者に対する健康診断の省略基準(参考)

定期健康診断の医師の判断による省略基準に加え、以下により検査項目を省略可

- ①年2回の聴力検査のうち1回は、医師が適当と認める方法で良いことになっています。
- ②貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査について、年2回のうち1回は、医師が必要でないと認める時は省略することができます。